

京都府内全域の朝観光・夜観光を支援します

「京都 朝・夜観光」推進事業補助金

観光時間の分散化や地域の新たな賑わいの創出、周遊観光の促進を図るため、京都府内で行われる夜間又は早朝イベントの開催、体験プログラムの造成やツアーの広報・宣伝にかかる費用を支援します。

【募集期間】令和7年9月8日（月）～10月6日（月）17時

【補助期間】交付決定日※ から令和8年1月31日（土）まで

※ 事前着手届を提出した場合は事前着手（予定）日から可

	【区分①】 夜間・早朝コンテンツ造成・販売支援（継続型）	【区分②】 夜間・早朝コンテンツ造成・販売支援（単発型）	【区分③】 夜間・早朝ツアー販売支援
対象事業	夜間・早朝に京都府内で実施するイベント等で、国内外観光客を対象に新たに実施する事業のうち、 <u>期間中継続的に実施するもの</u>	夜間・早朝に京都府内で実施するイベント等で、国内外観光客を対象に新たに実施する事業のうち、 <u>区分①に当てはまらないもの（1回のみの実施等）</u>	夜間・早朝の観光コンテンツを含む京都府内を巡る新たに造成した <u>募集型企画旅行の広報・宣伝事業</u> ※とっておきの京都エリア、もうひとつの京都エリアの周遊観光を促すツアーであること
補助対象者	観光協会、商工会等、観光地域づくり法人（DMO）、民間事業者及びその他の法人、任意団体のいずれかに該当するもの 任意団体例） 市町村、観光協会、府内DMOが構成員又はオブザーバーや協力団体として関わっている実行委員会、協議会等		旅行業の登録区分において、第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業又は地域限定旅行業の登録をしている事業者
補助率	補助対象経費の2分の1		
補助上限額	300万円	100万円	20万円 （1コースあたり） ただし1申請者の補助限度額合計は100万円まで

・ 一次で採択された区分と同じ区分で二次に申請することはできませんが、異なる区分には申請可能です。

例）一次で区分①に採択された者は二次で区分②又は③に申請可能

- ・ 期間中継続的に実施するものとは、補助期間中、週1回以上のイベント等を1か月程度又は月1回以上のイベント等を3か月程度実施するものをいいます。
- ・ イベントに合わせて実施され、イベント参加者向けに提供されるツアーは、イベントの一部として取り扱います（一体として「イベント」とみなします。）
- ・ 本補助金は予算の範囲内で交付するものであり、申請多数の場合は、交付額の調整（減額等）を行う可能性があります。

申請の重要ポイント！！

・ 「早朝」もしくは「夜間」コンテンツであること

本補助金では、「早朝」は「日の出から午前9時頃まで」、「夜間」は、「午後6時以降から日の出まで」に実施されるコンテンツであることが重要ポイントです。「区分①②」の申請において、基準となる時間をまたがって開催する場合は、開催時間の過半数の時間が「早朝」「夜間」に含まれているものは対象となります。

・ 新たな取組であること

本補助金では、「これまで実施したことのない新たな事業・ツアーであること」や「既存の事業を新たな形に再構築した事業・ツアー」であることが重要なポイントです。

想定事例（あくまでも例示であり、様々な取組をお待ちしております。）

【区分①】夜間・早朝コンテンツ造成・販売支援（継続型）

- ・ お寺でランタン祭り（1か月間実施）
- ・ 朝の勤行体験（月1企画として3か月間実施）



【区分②】夜間・早朝コンテンツ造成・販売支援（単発型）

- ・ 地元の飲食店や商店が出店するナイトマルシェ（連続する2日間開催）
- ・ 外国人観光客向け夜間の伝統祭事体験（1回開催）



【区分③】夜間・早朝ツアー販売支援

- ・ 大阪発 お茶の京都エリア+京都市内夜間観光スポットを巡るバスツアーの集客のためのチラシ・パンフレット制作
- ・ 東京発 海の京都エリア満喫新幹線+宿泊+レンタカープラン（早朝気球体験付）オンライン販売に係る観光情報サイトへのPR記事掲載

対象経費

①企画に係る経費、②広報に係る経費、③参加者向け配布物の制作に係る経費④ガイド人材の育成に係る経費、⑤効果測定に係る経費、⑥会場利用に係る経費、⑦会場設営に係る経費、⑧出演者、講師への謝金、旅費、⑨運営に係る経費、⑩備品・消耗品に係る経費、⑪参加者に対する賠償・損害保険料 ※区分③は②広報に係る経費のみが対象経費

申請書提出先・問い合わせ先

提出先・問い合わせ先

公益社団法人京都府観光連盟

E-MAIL : asa-yoru@kyoto-kankou.or.jp

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
府庁2号館3階

交付要綱・要領・様式は下記HPをご確認ください。

「京都府観光ガイド」→右上「事業者の皆様へ」<https://www.kyoto-kankou.or.jp/hq>

問い合わせは問い合わせフォームよりお願いいたします。回答はメールでの回答となります。

問い合わせフォーム : <https://forms.office.com/r/3vJyTTrQU7>

